

## 第11回八街市協働のまちづくり検討会議事録

日時：平成27年2月6日 18時30分から

場所：八街市中央公民館 2階 中・小会議室

出席者29名 欠席者12名

### 1. 開会

2. 会長あいさつ 山本会長よりあいさつ

### 3. 議題

(1) 八街市協働のまちづくり指針（素案）の説明について

事務局より「八街市協働のまちづくり指針(素案)」の資料をもとに内容を読み上げながら説明。

素案の内容の補足説明は以下のとおり。

・「目次」は骨子案と変更なし。

・「はじめに」の部分は、ご指摘をいただいた部分があるので若干の修正あり。

・「1 八街市協働のまちづくりの現状と課題」については、骨子案では箇条書きの項目内容となっていたが、その内容を文章化した。

・「2 八街市協働のまちづくりの考え方」の部分において、「コミュニティの定義」についても最終案では追加する予定である旨説明。

また、「③協働の原則」の部分において、前回の会議の際に提言のあった「相互の役割合意と評価」について、項目を付け加えた。

・「3 協働のまちづくりの方向性」の部分で、「(2) 行政における環境・仕組みづくり」における①から③の□枠の部分は、各項目の例なので、「例」という記載が抜けてしまっているので最終案では修正する。

・「4 八街市協働のまちづくり行動理念」の部分については、まず、前回の分科会最終報告の中で、協働のまちづくりに関するキャッチフレーズの提案があったので、その提案を掲載した。

また、行動理念の標語について、事務局において、各分科会から提言のあった内容を参考に4つの分類に項目を分けて選定した。素案に掲載した標語は、分科会からの提言をそのまま掲載したものもあるが、事務局において、集約して作成したものもある。

15頁の※印以下の内容は各分科会の最終報告で提案された内容の掲載であり、実際の素案には掲載しない。(15頁上段※印～16頁)

・「5 協働のまちづくりのアイデア」の部分については、事務局において、各分科会から報告された内容を骨子案でも示していた3つの項目に分けて、さらにその中から共通項を見いだして掲載した。

「(1) 地域における取り組み方法」では4つの共通項に分類した。

1. つながり 2. 交流・参加 3. 安心・安全 4. 環境整備の項目に分類し、アイデアを掲載。

18頁の※印～20頁については、各分科会からこの項目に対するアイデアとして提言のあった内容を参考までに掲載してものであり、実際の指針には掲載しない。

「(2) 行政における取り組み方法」では4つの共通項に分類した。

1. 行政組織の環境 2. 行政の役割 3. 協働の手法 4. 意識の向上・啓発

(1)と同様の方法で編集。21頁下段※印～23頁までは、(1)同様に参考としての掲載。実際の指針には掲載しない。

「(3) 市民と行政との関係を充実させる方法」

「1. まちづくりセンター（仮称）の設置」については、第1分科会と第2分科会から具体的なアイデアが出されていたが、第2分科会の内容をベースにアイデアとして掲載。

その他意見を集約し事務局において、編集し掲載。

26頁～29頁は(1)(2)と同様に参考としての掲載。実際の指針には掲載しない。

・「おわりに」については、これまでの策定経緯を掲載したいと考えている。

現時点では、指針の作成中であるので、具体的な案は掲載していない。

次に「第11回八街市協働のまちづくり検討会資料」をもとに指針の校正スケジュールを説明。

2月20日までに指針（素案）に対する意見提言の提出。

3月16日に事務局において素案を修正し、指針（案）原案を検討会構成員へ送付。

3月24日の第12回検討会で最終協議を行い指針案を確定させる。

(2) アドバイザーによる所見

関谷先生

皆さんの意見交換の前にポイントとなる部分を手短にお話ししたいと思えます。まずはこの指針案に続く今後のプロセスですが、この指針が作成された後、確定ではありませんが、今後協働のまちづくりに関する条例を作ったり、あるいは、協働のまちづくりに関する具体的な実施計画を作成していくというイメージになります。いずれにしても、今後の具体的な動きを作り出していくうえでの考え方の原点・方向性を示すのがこの指針になります。この指針にどれくらいの効力があるのかというのは置いておいて、この指針が今

後の市民の取り組み、行政ベースで取り組みことなど、どの部分においても立ち返る原点になるものにするというイメージでつくるということ、そこに大事なエッセンスを加える、掲げておく必要があります。

これまで皆さんの議論を集約する形で今、事務局から素案を提示された訳ですが、どうしても指針という抽象論で終わってしまうことが多いのですが、この検討会では具体的な議論を積み重ねてきたわけですから、言葉としては抽象的になる部分もあるかと思いますが、かなりイメージが膨らむ内容になっているのが特徴として見て取れます。他の自治体をみても抽象論だけで終わっている自治体が多いです。また、言葉だけが一人歩きしてしまっている自治体もあります。ですからある程度具体的なイメージを伴った指針にできるかどうかそれがポイントになるところだと思います。

あと、今後のこの指針が各方面で使われていくことが大事なことになります。ですから使われるためには、大事なエッセンスが入っているかどうか重要です。そして、さらに大事なのはキーワードですね。それぞれの項目毎にキーワードがあるはずなんですね。そのキーワードがこの素案の中に組み込まれているか。もし漏れているものがあれば是非ご指摘いただきたいと思います。そのキーワードが今後の取り組みの中で必ず生きてくるものとなります。文章のニュアンスについては、キリがありませんけれども大事なキーワードについては、今後も生きてきますので、その点を注目してご意見をいただければと思います。

それから、この素案の中身ですけれども、まず、「はじめに」という部分ですが、少し気になったのが、地域コミュニティを念頭においた場合は、八街市の地域コミュニティはどんな歩みをしてきたのかという点です。そういった点に少しふれておいた方がよいのではないかと。今の区という制度がいつ始まってどんな形で今日まで続いてきたのか継承されてきたのかという点を入れておくと、中身の文章もつながるのかと思います。また、中段から終わりにかけての文章は行政ができなくなったから協働だという内容になっていますが、協働にはそれだけではなくて、もっと積極的な部分があります。これはまだまだ多くはないけれども、市民がこのままではいけないんだ。もっと協力していかなければいけないんだ。という考えを持っている市民が少しずつではあるが増えてきています。そういった内容を組み込むことも必要だと思います。あとは、協働という言葉は使わなくても市のためにいろいろな形で活動をしている人がたくさんいます。それから参加というどうしてもハードルが高いイメージがありますが、例えば趣味で行っている活動でも参加につながる場合があります。それから、参加をすることである種の自己実現を図ることにつながる。そういう積極的な意味合いでの参加というものがあって、そういう考え方、動きも顕著になってきています。ですから積極的な市民参加の動きも入れた方がよいと思いました。

それから、1の八街市の現状と課題のところは、こうした現状を踏まえて協働のまちづくりを推進していくんだと、では八街市の協働はどういうふうに

位置づけていくのか。そこで7頁をご覧くださいと思いますが、ここで協働の定義と領域とありますが、ここは抜本的に変えた方がいいのではと個人的には思います。1で問題課題をふれて、協働の定義をいきなり説明されてもわかりづらいと思います。それを踏まえて、これまで八街市でもいろいろな地域活動が積み重ねられてきた。でも今後のそれを継続させることを考えたときに、人材の問題やいろいろな形の問題があって、これからの地域活動のあり方について考えていかなければならない。とりわけいろんな団体が横につながっていく、そういったことを強化していくことで、その地域活動の厚みを増していく。たとえばそういったことを書いておくことと協働の意味合いが少し理解され得やすいのかと思います。そのうえで、協働の定義はある一定程度のことは書いた方がよいと思いますが、ただ、協働というと様々な活動主体の連携という描き方が非常に多くなされます。ですが協働というのはただの活動主体の連携だけではなくて、やはり、地域コミュニティを再構築するんだそういう思いという狙いを掲げておくことが必要ではないか。地域コミュニティの再構築というのは、今までの活動を活かしていくそこに新たないろんなアイデアや可能性を付加して、もっと発展させていくそういった意味で再構築ということをお願いしたのですが、そういった地域コミュニティの再構築を図っていくうえで協働という一つの手法が今後大事になっていくということの意味合いとして入れた方がよいと思いました。

あともう一つ協働の特徴として、分野横断的な発想という意味合いもあります。子育て支援の取り組みと高齢者支援の取り組みをもっと積極的に結びつけるなど、分野を横断していくことが、新たな力や相乗効果を生み出していく、これも大きな協働の意味合いになります。ですから今後資源が限られていく中でそういった効果が出るような部分も考えていく必要があると思います。

次に②の協働の領域というのは、ちょっとわかりづらいかもしれませんが、他の自治体ではこの部分がどのように描かれているかというところ、一方では市民、他方では行政という図が出てきてその間で5段階ぐらいに分かれていて、これは市民主導の領域ですよ、ここは行政主導の領域ですよと、それで真ん中が協働ですよ。その真ん中の部分でより行政が主導する部分と市民が主導となる部分を3段階ぐらいで示されているというものが多いのですが、この領域を示しても意味がありません。その領域を定めて乗せている自治体にその領域を決めているのが誰かを聞いてみると、それは行政が決めているということが多いです。行政がこの部分は市民でお願いします。ここは行政がやりますといった構図に暗黙のうちになってしまっています。これでは、今まで行政主導でやってきたことと何ら変わっていないことになります。

それでは協働にはならないことになります。

協働というものはお互いがどんなことができるのかを話し合いながら、役割分担を決めていってそれぞれができることをやっていく、持ち寄っていく、これが協働のイメージになります。ですから役割分担は予め決まってい

が協働を考えるときの大事な発想になります。両者の協議によって、役割や責任を決めていくということを②の中に入れ込んだ方がよいと思います。

次に8頁の下から2項目目に新たに加えた「相互の役割合意と評価」とありますが、もっとわかりやすく、今言った協議という表現に変えた方が原則としてはわかりやすいと思います。協議を重ねることで合意を得る役割分担を図っていくとした方がよいと思います。

次に11頁ですが、(1)が市民が主語として捉えて、(2)が行政が主語と捉えていただいて、(3)が両者でということとなりますが、(1)が市民が主語と考えた場合に、活動主体のあり方、連携できる環境、地域資源が循環する取り組み、いずれも大事な骨子ですけれども、一番の入口の部分を見ると、先ほども話しましたが、参加というとハードルが高いというイメージがあります。ですから市民活動をやっている人あるいは促進している人が、参加して一緒にやろうよと言っても私は大変なことはできない、難しいことはできない、とってほしいこういった話になってその裾野は広がっていきません。これを乗り越えていかなければなりません。そのことを考えたときにここにしておいた方がよいことは、「こうしましょう」ということで、ある程度②のところで声かけやあいさつ運動などというキーワードがありますが、参加というのは日常生活の中にあるということを強調しておいてもいいのではないかと思います。趣味的な活動、これは本人は意識せずに行っている活動も、見せ方や結びつけ方によって人のためになる活動になる、人の喜びにつながるものがたくさんあります。こういった認識をもってもらうことが、参加の裾野を広げることにつながるので、そのことをこの指針に盛り込んでおくことが私は大事だと思います。

今後、市民に働きかけるときに、このことが謳われていれば、その裾野は開けると思います。ですのでそのことも検討してほしいと思います。

あと仕事もそうです。仕事と参加は別物とする人が多いですが、仕事をするのが同時に地域貢献につながっていく、あるいは仕事上に身につけたことを地域活動に活かす。ですから参加は日常の中にあると申し上げましたが、趣味や、仕事、産業活動など、それ自体は協働を目的としていなくとも結果的にそれが協働につながるという、そういった意識を開こうとするために、このことを入れ込むといいと思います。

### (3) 指針（素案）に対する意見交換

会長

それでは、意見交換に入りたいと思います。  
意見のある方は挙手願います。

A

3点ほど質問します。  
分科会の報告内容について、5のアイデアの部分で掲載するわけですが、せ

っかく議論したアイデアについて、これは乗せる乗せないということを事務局から言っていたきたい。

それから2番目ですが、7頁から9頁にかけてですが、言葉の表現ですが、9頁などでは、「～しましょう」という呼びかけの表現などで示されていますが、何か意味があるのでしょうか。

それから3つめですが、先ほど関谷先生から指針の制定後に、条例や実施計画の作成が予定されているとお話がありましたが、条例というと、行政の切り札のような感覚があり、行政と市民と協働であるいは市民から上がった提案などせっかくいいアイデアがでて、条例の制定によって市民が行政に協力させられるような条例では意味がないので、条例については、その内容について十分議論する余地があると思います。そのことを踏まえて先の話ですが、積み上げてきたことが活かされるように取りまとめていただきたいと思います。

事務局

まず1点目の協働のまちづくりのアイデアについてですが、事務局でみなさまからいただいた分科会の最終報告の内容をもとに3つの項目に分類し共通する視点を考慮して素案に掲載させていただきました。

そして、どのアイデアの何を切って何を残すかというのは非常に悩んだところではありますが、分科会の報告書をそっくりそのまま載せたのではまとまりのないものになってしまうので、どうしても切らざるを得ないアイデアもあるのかというところで、あれもこれもと載せるのは簡単ですが、あまり多く載せてもどうかというバランスの問題もあると思いますので、そのバランスについての意見をいただいて次回までに修正をしたいと思いますが、何を残して何を切るというのは、できれば、今ある事務局案のアイデアの中で不足しているアイデア、今の現状で足りていないものをご提言いただければそれを踏まえてアイデアを追加したいと思います。皆さんにとっても1年以上かけて議論してきた成果になりますので、この部分についてはその思いをここに載せたいと意見をいただければ、指針案に取り入れていきたいと思えます。意見の内容については、本日示したばかりですので、ご自宅に帰ってから内容を読み返していただき、後日この部分にはもっとここを掲載したいという提言をいただければと思います。

次に言葉の表現について、「～しましょう」といった表現についてですが、事務局の案として、この言葉尻の表現で作成させていただきましたが、主観、主語が市民や行政など、誰から見ても物事を説明するかで表現も異なってくると思いますが、素案として、一つのスタイルとしてお示しさせていただいて、ご意見があれば言葉尻について後日でもかまいませんのでお寄せいただければと思います。

次に条例についてですが、先ほど条例を制定することによって市民を縛るのかといった懸念があるとの意見がありましたが、協働の関係に関する条例に関しては、市民の方を縛るものではないので、どのような形で参加・

参画いただけるのかなどの理念的なものを掲げる条例となる見込みで、他の自治体でもそのような内容になっています。実際に市民を拘束する、縛るものではありません。条例というイメージからそのようなイメージのとらえ方になっているのかもしれませんがそのようなことはありませんのでよろしくをお願いします。

A わかりました。  
2番目の言葉尻の話ですが、こだわるつもりはありませんが、「～しましょう」という使い方には狙いや意味があるのかどうかということで、全体を見たときにもう少し整理した方がよいのではとの意見として捉えていただければと思います。

事務局 事務局においても、ご指摘を受け、次回までに検討したいと思います。

会長 その他にございますか。

B いろいろな班の意見をここまでまとめるのは大変だったと思いますが、これを読んだときに、ノーマライゼーションというか、人はどんな環境でもみんな手を取り合って生きていくんだといったといったような涙が出るくらいの表現がどこかに1カ所でもあればすごく心が豊かになるのかなあと思いました。

事務局 そういった人に響く内容の取り入れ方について、具体的なご意見があれば是非ご提言をいただければと思います。

B あいさつやふれあいなどの柔らかい言葉はあるのですが、まちづくりの分野においては、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインとか障害があってもみんなでやっていこうよというものがあればいいと思うのでどこかに入れていただければと思いました。

会長 今日の素案の説明を受けてまた、意見・提言を出していただく時間もありますので、その他の意見と合わせて、この部分に今言った内容をこのように入れたらどうかといったものをあとで出していただけませんか。

B わかりました。

会長 他にありますか。

C 細かい部分ですが、目次の3番(1)①「活動主体の(地域の諸団体)のあり方」となっていますが、「活動主体の」の「の」の部分がカッコの後にも

あり、重複しているので、11頁の本文に併せてカッコ前の「の」を削除するべきではないかと思えます。

それから、13頁と14頁にある標語4の「ひとりひとり」とありますが、14頁の漢字の「一人ひとり」にあわせる方がよいと思えます。

それと14頁の標語の3の2行目の「このまち」とひらがなになっていますが、全体では「街」となっているので、統一した方がよいと思えます。

最後に3頁の②の4行目に「合計特殊出生率」とありますが、難しい言葉なのでできれば注釈を入れていただければと思えます。

以上です。

事務局 ご指摘の部分については、修正し次回に再度お示ししたいと思います。

会長 その他ございますか。

D 2点ほどあります。

まず1点目は、せっかく八街市のまちづくりの現状と課題として、行政の現状、市民と行政の関係をめぐる現状などを掲載しているので、せっかく現状を見つめている中で、この地域をどういった街にするのか、どのような街を目指していくのかということを入れられれば、先ほど関谷先生がお話ししたようにあえて協働と言わなくても日常の中で、こういう地域を目指していく中でこういう日常的に活動がいわゆる協働に結びつくのだということを示すことで、ある程度どういった地域を目指せばいいのかを見せれば協働のまちづくりに入っていくやすくなると思うので、そういったものを入れていただければと思えます。

それから、もう一点ですが、先ほど関谷先生のお話でも協働の領域という部分でお話しがありましたが、そこで私も思うのですが、協働は役割分担がないのが協働であって、そこでは「対話」という言葉をもう少し前面に出す方が、お互いのキャッチボールの中で誰が役割を担うかを作るのが、それが協働であって、最初から示されたものではないということ前面に出す方がよいと思えます。我々が一番学んだことだと思うのでそこ部分を入れることが必要と感じました。

以上です。

事務局 ご指摘の内容については、修正等を加えていきたいと思えます。協働の領域に関する評価や目指すべき街のあり方についても、皆さんからの提言を踏まえて掲載したいと思えますのでよろしくお願いたします。

会長 その他にございますか。

なければ意見交換を終了したいと思います。

続きまして、次第の(4)アドバイザーによる講評として、関谷先生からお



話しを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

関谷先生

これだけの分量がありますので、十分にくみ取れていない部分もあると思いますが、ご自宅に帰って読んでいただき20日までにご意見をいただければと思います。

ここでの意見が指針作成の工程を考えるとほぼ最終であると考えてもらっていいと思います。その後の3月24日に最後の検討会がありますが、そこでは最終的な確認となると思いますので、この段階で出し切れていないものを事務局へ届けていただければと思います。

今、いろいろと意見を伺っていて、最初の項目の現状を踏まえて、どうこの街をつくるのか。先ほどノーマライゼーションのお話がありましたけれども、これからどんな地域にしていきたいのかというのをキーワードやポイントを是非あげていただければと思います。

八街に住んでいて、どういう地域にしたいのか、どういった地域になってもらいたいのか、そのイメージがわくような言葉やポイント、中身をお寄せいただきたいと思います。

それと関連して、13頁にキャッチフレーズということで、「やちまた」の頭文字をとったフレーズが掲載されていますが、非常におもしろいと思いますが、これをですね。この言葉でもいいですし、他の言葉でもいいのですがこういったキャッチフレーズというのは、今後の八街市で協働のまちづくりが行われていく中で常に用いられていく言葉になることが望まれます。なかなか難しい言葉になってしまうと日常生活の中で使うことはなくなってしまいますが、こういったキャッチフレーズというのは、これだよ。と言えるイメージが喚起されるようなもので、市民の中でも行政の中でも喚起されるような、そういったものであってほしいですね。ですから、今提案されているものがよいのであればこのままいくし、もっと違った言葉があるのであれば皆さんでお考えになってお寄せいただきたい。これはなかなか寄せられても事務局も整理しづらいかもしれませんが、この部分は最終回で集約してもいいのではと思います。さきほどのどういった地域にしていきたいのかということと併せて是非ご意見をお寄せいただければと思います。

ちなみに私がいろいろな自治体でスローガンとして提案している言葉があります。それは「ひびきあい」という言葉です。これは協働を表すうえで個人的には気に入っている言葉です。どういう意味で協働とリンクしてくるのかという協働というのは異質なものがいるんな形で対話をしてそれぞれ持っているものを持ち寄ってそれを課題解決に向かってつなげて、いろんな活動を生み出していくという取り組みとするならば、異質なものが出会うことでいろんな発見がある。驚きがあったり、感動があったり、いろんなことがあるわけですね。そういった形でいろんな人たちが出会い話し合うことで刺激を受けたりする。そういったいろいろなことを含めて「ひびきあい」という言葉を用いています。

さきほど、日常が参加であると話しましたが、何か参加しようというのは、何かに実感した時に、例えば何かに困っている人が目の前にいたとして、そういった人と話をし、こう困っている人がいるんだ。この人を何とかしてあげたいんだと思えるのが実感として感じる。これは頭の中の論理の話ではなくて感覚的な実感の話ですけれど、そういった部分がないと、市民活動とか協働のまちづくりとかは広がっていかないと思うですね。いくら論理的に考えていても先ほどノーマライゼーションというお話しで、涙が出るくらい感動する言葉があった方がいいとの話がありましたが、そのような言葉の文脈があってその中でいろんな思いが交錯してそれが自分の中でひびきあったからだと思います。ですからそういったところで実感できる。だから、いろんな話し合いや取り組みの中で、お互いにひびきあう、実感し合うという部分があって、その次にこういった行動を一緒に行おうとなって広がっていく。そういったイメージがある。あともう一つは、市民と行政はまったく立場が違います。そういった意味では、立場の違う者同士がお互いにいい意味でぶつかり合って、市民の言葉が行政にどのように響いていくのか、行政の言葉が市民にどう響くのか。響きというのは、鈴のように最初は鈴を鳴らしていても聞こえる範囲は決まっている。けれどいろいろな人がみんなで鈴を鳴らせば響き合ってその音は膨らんでいく。そういったイメージを込めているような場所で説明をしています。皆さんも協働のまちづくりとして、喚起できるようなことを考えていただいて、事務局へお寄せいただければと思います。次回の会議の時にどんな言葉が上げられるかを集約できればと思います。

あともう一つですが、12頁のところですが、この部分は行政が主語になる部分ですが、まちづくりの方向性の部分ですが、行政が住民参加の環境を整えていくことが大事だということ、それから市民活動・地域活動への支援、それから地域資源が循環していく側面の支援として行政が手助けをするといった3つの項目が描かれている訳ですけれども、ひとつ注意することは、協働と言いながら市民が行政任せになってしまうのでは、趣旨がズレてしまいます。(1)の方で市民が主体的にいろいろなことをやっていき、そして(2)で行政としてもそれを膨らませていくような環境・仕組みづくりをしてくということ、ですから、この辺のバランスある描き方をもう少し表現を変えてもよいかと思います。何でもかんでも行政がやるというのではなくて、協議・対話を重ねながらいろんな協力のあり方を模索していく。その中で今後事務局にご検討いただければと思いますが、先ほどの現状の中に入れた方がいいと思うことは、今の行政には金がないということですね。これはちゃんと入れておいた方がよいと思います。そういったことを謳ったうえで、だから行政だけでは限界があることを説明して、だから行政ができる支援には限りがある。お金がないためにできないことを求めても前進できないわけで、その中で限られた行政資源というものを有効な部分では協働のまちづくりに活かしてもらおう。今後は行政の役割も何でもかんでも行政が直営でやるのではなくて、例えばこういった地域資源の循環の例の一つとして、最近コミュ

ニティビジネス支援とか企業支援などが盛んに行われています。これについて、それなりに予算を確保できる自治体は、新しく事業を興そうとするソーシャルビジネスを支援していこうという人たちに対して補助金を出しています。だけれどもその支援のあり方というのは、補助金を出すだけでなく、例えば、地域の課題解決に向けてビジネスでやっていこうとする人たちに政策提案をする。そして政策提案を評価するのは行政であり市民の融資する人であったり、金融機関であったりする。たとえばそういった人たちを審査員として、コンテストを行うなど、優れた提案をした団体には銀行の融資につなげていくといった道を開いていくとか。ですからそういった、行政が税金で支援する方法だけでなく、いろんなところからの支援を作ることができる訳ですね。その橋渡しを行政がやるといったことも支援内容の一つになります。ですから支援というとイコール行政が税金で直接何かをやるというイメージされがちですが、支援の中身は幅広いということをどこかに謳っておいた方がいいと思います。そういった支援のあり方について、いろんな形があることを12頁に入れておくことが必要ではないかと思いました。

次に先ほどの意見交換の中で条例の話がありましたが、条例にはいろいろな意味合いがあります。もちろん市民を縛るものの中にはありますが、しかし、先ほど事務局からの説明もありましたが、協働に関する条例については、市民を縛る類いのものではありません。中には行政が市民を使ってやろうとしか思えない条例も全国を見るとあつたりしますが、そういった条例には決してしてはならない。そうならないためにもこの指針が生きてきます。ですのでこの指針が作られることで今後の条例の方向性を指し示す際に大きな意味があることになります。この指針の趣旨を無視した条例は作れないことになります。もうひとつ条例というのはルールなんですね。先ほど市民と行政は立場が違ふと申し上げましたが、その立場の違ふ者同士が対話を重ねて、できることを持ち寄っていろんな協力関係を組んで協働のまちづくりをやっていくときに、そこにルールがないと進まないことになります。ルールがないということは、どういうことかということと人の裁量により動くことになるといことです。例えば行政職員の裁量で市民との対応の仕方が違ってしまうといったことが起きてしまいます。ルールを作ることで裁量の領域をなるべく少なくして、誰が携わってもそのルールに基づいて、いろいろな手続きを踏んでいく、いろんな機会を開いていく、いろんなやり取りを重ねていくという感じで、立場の違ふ者同士が一定のルールのもとに協働のまちづくりを行っていく。そういったことができるようにするための条例であるという理解をしておいていただきたいと思います。

次に文章の表現の仕方についてですが、「～しましょう」という表現ですけれども、これも語感として、いいねと思う人と嫌だと思う人に分けられると思います。私が香取市で指針を作ったときには、この「～しましょう」という表現を使いました。その時に議論したポイントは、この指針は行政だけで作ったものではないという思いがあった。そして、香取の場合は八街と違って、

市町村合併前の4地区を何回も回って行政と住民が対話をする形で、指針に盛り込むべきことを議論してきました。ですから行政と市民が一緒に作ったという意味合いを「～しましょう」という表現で表そうとしました。ですからそこにあったのは「我々」意識です。住民と行政が一緒になってやっぺいこうよというその主語として「我々」ということを想定しました。そういう意味で「～しましょう」と理解するのであればある程度イメージがわくと思います。ですから、この素案を市民と市の職員で一緒になって作って、役所内部や地域住民の方々にもこれを浸透させていこうとしている訳ですから、もし「我々」ということで進めるのであれば「～しましょう」という表現もありといえるものかと思います。ただし、その他にも表現の仕方や考え方は他にもあると思いますので、これも是非ご意見をお寄せいただければと思います。

いろいろな考え方があると思いますが、分科会での報告の中でどの部分を盛り込むのかある程度この素案は集約された形になっていますので、私たちの議論したエッセンスがまだ表現できていないじゃないかというものがありましたら、是非ご指摘いただきせつかく議論してきたわけですから、指針の中に盛り込んでいく形で今後作業を進めていくことができればよいと思います。20日が締め切りですので是非たくさんの意見をお寄せください。

それと、もし可能であれば、他の市の職員の方からもこの素案に対する意見を聞ければよいと思います。物理的に時間がない中で不可能であればやむ得ないと思いますが、もし可能であれば意見をいただく、そこで私が少し期待するのは、他の職員からの意見でこの素案の内容を見て、これ無理だよねという意見ができることを期待しています。でも私はそれでいいと思います。どうということかという協働を理念レベルで捉えているだけでは前に進みません。指針には結構具体的なことが書いてありますからそれを職員が見て、この形で協働をやるのは厳しいとか、物理的に無理じゃないとか、いろんな意見が出るのではないかと思います。そこについて、市民と行政で話し合っぺどうやっていくのか対話をして、条例や実施計画を作っていく、そこを掘り起こしていかないと、ただ理念だけで進んでいってしまうことになりかねないので、是非職員の方の本音を聞きたいと思っています。そういったことを期待しながら意見を聞いていただければなあと思いますのでそこは事務局の方でご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

ありがとうございました。

会長

それでは、(5)その他に移りたいと思います。事務局お願いします。

事務局

先ほどもご説明しましたが、今後のスケジュールとして、第11回の検討会資料のとおり、2月20日が指針(素案)に対する意見・提言の提出期限となります。その期限までには是非ご意見を事務局へお寄せいただきたいと思います。

ます。そして、3月16日に修正した指針（案）をみなさまに送付し、3月24日に第12回検討会を開催して、その場で最終協議となる予定です。

24日は中央公民館1階の中・小会議室にて18時30分から開催します。

追って、開催通知は発送いたします。

それから簡単にですが、今後の流れとして、当初の計画でもお示ししていましたが、来年度の平成27年度にこの検討会の上位組織を設置して、協議会といったものを立ち上げ、パブリックコメントにもこの指針案をかけて、その協議会の中で最終的に指針として定めるということになりますのでよろしくをお願いします。

事務局からは以上ですが、何かご質問はありますでしょうか。

なければこれで、第11回検討会を閉会します。

お疲れ様でした。